

※記載している内容は一部を除き令和6年5月現在の内容です。
※【新】が付いている制度は、令和6年度から新たに開始された制度です。

令和6年度 各種制度のご案内（移住関係）

転入時や就職時、住まい探し等に活用可能な主な補助制度や相談窓口をご紹介します。

【各制度ご利用にあたっての注意点】

- ・記載している内容は、制度の概要です。制度によっては、事前申請が必要な場合（例えば、工事の契約・着工前に申請が必要な場合）や、他の補助金と併用できない場合があります。制度の利用を検討される場合は、あらかじめ各担当課等にお問い合わせください。
- ・補助金等は予算の範囲内で交付を行うため、予算の上限に達した場合は年度途中で受付けが終了している場合があります。また、通年募集ではなく予め受付期間が決まっているものもあります。

掲載している各制度や、その他丹波市で実施している制度のホームページ等のリンクについて、以下のページで紹介しています。

【移住・定住】各種支援制度について（市ホームページ内）



移住に関する相談窓口・住まいるバンク(空き家バンク)

たんば”移充”テラス（移住に関する相談）	住まいるバンク（空き家を探す）
移住に関するご相談や、「住まいるバンク」に掲載している物件についてのお問い合わせ等、移住のワンストップ相談窓口です。（市が丹波市移住相談有限責任事業組合へ運営を委託しています。）	市内にある空き家等の情報を丹波市移住・定住ポータルサイト「TURN WAVE」に掲載し、空き家等を売りたい（貸したい）方と買いたい（借りたい）方のマッチングを行っています。農地や山林が付いた物件もあります。 住まいるバンクを通して物件の契約をされた場合のみ活用可能な、物件改修費用の補助制度については、5ページをご覧ください。 ※掲載は住まいるバンクに登録のある物件のみです。 ※不動産の売買（賃貸）は不動産業者が仲介を行います。

○お問い合わせ先

たんば”移充”テラス
丹波市柏原町柏原 3619 番地
TEL:090-2705-4110
メール:iju@be-tamba.com
(月～金曜日 9時～17時：休日の開設日・開設場所は「TURN WAVE」でご確認ください。)

★丹波市移住・定住ポータルサイト「TURN WAVE」
<https://teiju.info/>



丹波市役所 ふるさと創造部ふるさと定住促進課
丹波市氷上町成松字甲賀1番地 (TEL: 0795-88-5360)
丹波市ホームページ: <https://www.city.tamba.lg.jp/>



【市役所各部署・支所等の所在地について】部署によって庁舎が異なるため、各部署へ直接お越しの際はご注意ください。

本庁舎（氷上支所）	丹波市氷上町成松字甲賀 1 番地
本庁第 2 庁舎	丹波市氷上町常楽 211 番地（本庁舎と同一敷地内）
春日庁舎（春日支所）	丹波市春日町黒井 811 番地
健康センターミルネ	丹波市氷上町石生 2059 番地 5
山南庁舎（山南支所）	丹波市山南町谷川 1110 番地
柏原支所	丹波市柏原町柏原 5528 番地（柏原住民センター内）
青垣支所	丹波市青垣町佐治 114 番地
市島支所	丹波市市島町上田 814 番地（ライフピアいちじま内） ※市島支所建て替えのため令和 5 年 5 月から上記の場所に移動しています。

市内への転入に関する制度

若者定住奨励金

（問）子育て支援課（ミルネ内：0795-88-5751）

令和 4 年 4 月 1 日以降に転入された 18 歳以上 40 歳未満の方で、起業又は市内外の事業所に正規雇用（障害者手帳をお持ちの方は非正規雇用も対象）され、6 ヶ月以上勤務された方を対象に、奨励金を交付する制度です。（交付要件を満たした日から 3 ヶ月以内に申請が必要です。）

※30 歳以上の方は、転入日が令和 6 年 4 月 1 日以降の方に限ります。

○補助金額……10 万円

若者引越支援補助金

（問）ふるさと定住促進課（本庁舎内：0795-88-5360）

市外から転入された、夫婦・パートナー共に年齢基準（令和 5 年度転入者は昭和 58 年 4 月 2 日以降生まれ、令和 6 年度転入者は昭和 59 年 4 月 2 日以降生まれ）を満たすか、転入年度において義務教育修了前である子がいるかのどちらかにあてはまる世帯に対し、引越しにかかった費用（引越し業者や運送業者へ依頼した引っ越し荷物の運搬費等）の一部を補助する制度です。（転入から 6 か月以内に申請が必要です。）

○補助金額……上限 10 万円

移住支援金

（問）ふるさと定住促進課（本庁舎内：0795-88-5360）

過去 10 年間のうち通算 5 年以上、転入直前に連続して 1 年以上、**東京 23 区に在住していたか、東京 23 区へ通勤していた方**（ただし通勤は条件不利地域を除く東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県に在住していた方のみ）で、就職もしくは起業に関する要件を満たす方を対象とした補助金です。

区分	対象要件（詳しくはホームページをご覧ください）
支援対象求人に就職された方	「ひょうごで働こう！マッチングサイト」に掲載され、「移住支援金対象」と表示のある求人への就業 ひょうごで働こう！マッチングサイト 
プロフェッショナル人材事業等を活用して就職された方	内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用した就業
テレワーカー	自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続きテレワークで実施する場合
兵庫県が実施する起業支援事業の交付決定を受けた方	兵庫県が実施する起業家支援事業の「起業家支援事業（東京 23 区枠又は社会的事業枠）」（※）の交付決定を受けた起業 ※3 ページをご覧ください。

○補助金額……単身移住者 60 万円、世帯移住者 100 万円（配偶者を除く 18 歳未満の世帯員がいる場合はその世帯員 1 人につき 100 万円を加算。）

※移住支援金の交付決定者が下記の制度を利用される場合、優遇措置を受けられる場合があります。（利用にあたっては、各制度所定の要件等があります。）これらの優遇措置については、各実施機関が独自に行っているため、詳細は各実施機関のホームページをご確認いただくか、直接各実施機関へお問い合わせください。

- ・住宅金融支援機構のフラット 35（地方移住支援型）：住宅ローン借入時に金利を優遇
- ・日本政策金融公庫の新規開業資金等（起業により移住支援金の交付決定を受けた方のみ）：借入時に金利を優遇
- ・（一社）移住・住み替え支援機構（JTI）のマイホーム借上げ制度：住まなくなった家を JTI が借上げて入居者に貸すマイホーム借上げ制度について、家の条件を満たしていれば年齢条件（50 歳以上）に関係なく利用可能

結婚・出産に関する制度

結婚新生活支援事業	(問) 子育て支援課(ミルネ内:0795-88-5751)
令和6年1月1日から令和7年3月31日の間に婚姻届を提出された夫婦(夫婦とも39歳以下)で夫婦の所得合計額が500万円未満(奨学金の年間返済額は控除して計算)の場合、新居に係る費用や引っ越し費用等の一部を補助する制度です。	
○補助金額……令和6年4月1日以降に夫婦が支払った住宅の購入・賃貸費用や引越費用(夫婦とも29歳以下は上限60万円、それ以外の方は上限30万円)	
ハッピーバース手当	(問) 子育て支援課(ミルネ内:0795-88-5751)
令和4年4月1日以後に出生し、初めて住民基本台帳に登録される子どもを出産された保護者に対し、手当を交付する制度です。(子ども、保護者とも市内に住民票のある方が対象です。)	
○補助金額……対象となる子が第1子・第2子の場合は10万円、第3子以降は50万円	

就職(新規学卒者)に関する制度

ふるさと就職奨励金	(問) 商工振興課(春日庁舎内:0795-74-1464)
30歳未満の学校卒業業者又は中退者の方が、卒業又は中退後の翌4月から起算して2年以内に、市内の企業に正規雇用(障害者手帳をお持ちの方は非正規雇用でも対象)で就職された場合に奨励金を交付する制度です。就職奨励金の申請は就職から6ヶ月以内で、交付申請時点で市内に住所を有している方が対象です。	
○補助金額……【就職奨励金】5万円 【継続奨励金】5万円(就職奨励金を受けたときと同じ事業所に継続して雇用され、1年が経過した場合、再度申請が必要。)	

就職(福祉)に関する制度

福祉人材家賃補助金	(問) 社会福祉課(本庁第2庁舎内:0795-88-5276)
市内の福祉事業所に勤務する目的で転入し、かつ新たに市内の社会福祉法人等が運営する福祉事業所に資格(※)をもって正職員(臨時職員として正職員の4分の3以上勤務する方を含む)として就職された方の家賃の一部を補助する制度です。	
○補助金額……家賃の2分の1(月額上限1万5,000円)、3年間(上限36ヶ月) (共益費は除く。家賃は勤務先から支給される住宅手当を差し引いた額。年度ごとに申請が必要。)	
※対象資格 (資格取得) 保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、介護福祉士、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、介護支援専門員 (研修修了) 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、旧ホームヘルパー養成研修1級もしくは2級課程、旧介護職員基礎研修	
福祉人材確保支援(U・Iターン者等福祉人材支援)補助金等	(問) 社会福祉課(本庁第2庁舎内:0795-88-5276)
雇用日の前後6ヶ月以内に転入した方を含む市内在住の64歳以下の方で、令和4年4月1日以降に市内の福祉事業所に介護職員等で正職員(臨時職員として正職員の4分の3以上勤務する方を含む)として就職された方に対し、就職奨励金を給付するとともに、資格取得や引越し費用の一部を補助する制度です。	
○補助金額……【就職奨励金】10万円(就職時と就職から12ヶ月経過後に各5万円) 【福祉資格取得費用】福祉資格の取得に要した経費(上限10万円) 【引越費用】市外から引越しする際に要した経費(上限10万円)	

起業に関する制度

新規起業家支援事業補助金

(問) 商工振興課 (春日庁舎内 : 0795-74-1464)

市内に事業所を設け、新たに起業される方を対象として、専ら商業的な活動を日常的に行う店舗等の賃借料に対する補助制度です。申請にあたっては、丹波市商工会からの推薦が必要です。

○補助金額……店舗等の賃借料の2分の1以内月額上限6万円、最大12ヶ月

過疎地域で新規開業される場合、賃借料の3分の2以内月額上限9万円、最大12ヶ月

※補助金の活用を希望される場合は、商工振興課もしくは丹波市商工会(0795-82-3476)まで事前にご相談ください。

新規起業家 PR 活動支援事業補助金

(問) 商工振興課 (春日庁舎内 : 0795-74-1464)

市内で起業し、起業した日から2年以内である方に、ホームページの新規作成や販売促進活動等に関する費用の一部を補助する制度です。

○補助金額……補助対象経費の2分の1以内、上限10万円

過疎地域で新規開業される場合、補助対象経費の3分の2以内、上限15万円

【補助対象経費】ホームページ新規作成・リニューアル、広告印刷費、広告デザイン費、新聞広告掲載費、広告折込費、料金後納郵券料又は料金別納郵券料、ラジオ広告放送料

※詳しくは商工振興課へお問い合わせください。

※兵庫県でも、「起業家支援事業」が実施されており、審査会において有望なビジネスプランであると選定された場合に起業に要する費用と空き家活用に要する費用(空き家を活用する場合のみ)の一部が補助されます。県外からの移住に要する経費が加算される『起業家支援事業枠(ふるさと枠)』もあります。また、『起業家支援事業(東京23区枠又は社会的事業枠)』の交付決定者のうち要件を満たす方は、市の『移住支援金』の起業の要件に該当します。

※詳しくは、(公財)ひょうご産業活性化センターのホームページをご確認ください。(各助成事業とも所定の受付期間があります。)

就職・起業に関する相談窓口等

丹(まごころ)ワークサポートたんば(仕事を探す)

仕事探しの相談や求人の情報提供、紹介状の発行、キャリア相談や心理相談といった無料相談(要予約)、合同面接会の開催等を行っています。(ハローワーク柏原と丹波市が一体的実施事業として実施)

○お問い合わせ・予約先

丹(まごころ)ワークサポートたんば

丹波市春日町黒井811番地

(丹波市役所春日庁舎1階)

TEL : 0795-74-3660

(月～金曜日 9時～17時 祝日・年末年始を除く)

Bizステーションたんば(起業等に関する相談)

市内で起業を目指す方や市内事業者の新たな事業活動をサポートするため、計画立案から実行、そして実行後のアフターフォローまで一貫してサポートします。(市が丹波市商工会へ運営を委託)

○お問い合わせ先

Bizステーションたんば

丹波市氷上町成松140番地7

(丹波市商工会内)

TEL : 0795-86-7888

(月～金曜日 9時～17時)



○丹波市就職支援ポータルサイト『キャリアたん』

市内企業の企業情報の他、求人情報・先輩社員インタビュー、就職面接会の開催情報などを掲載しています。

○ひょうごで働こう! マッチングサイト

兵庫県が開設するサイトで、移住支援金対象求人を含めた県内企業の求人情報が掲載されています。



就農に関する相談窓口・制度

就農相談

(問) 農林振興課 (春日庁舎内 : 0795-74-1465)

市内で新たに農業者として就農しようとする方に対して、就農相談等を行っています。市と県丹波農業改良普及センター等がワンストップ窓口で相談を受け、就農相談、経営支援、経営計画の作成など、県専門職のアドバイスを受けながら、就農に至るまでの支援を行っています。

丹波市農業ポータルサイト「[であえる、はじめる丹波 de 農業](#)」



丹波市立農(みのり)の学校 (農業について学ぶ)

(問) 丹波市立農の学校 (0795-85-2800)

『丹波市立農(みのり)の学校』は、1年間座学や実習により有機農業の栽培技術や農業経営を学ぶ全日制の学校です。受講生や修了生に対し、家賃補助や機械導入費用等の補助制度があります。

○補助金額……受講生

【家賃補助】市外から転入し住宅を借りた場合で、受講期間中の家賃(最大12ヶ月)の2分の1以内で月額上限2万5,000円(1,000円未満切捨て)

修了生

【家賃補助】修了後、丹波市に定住し1年以内に市内で新規就農もしくは雇用就農する場合に、住宅家賃(最大12ヶ月)の3分の1以内で月額上限2万円(1,000円未満切捨て)

【機械・農業施設導入助成】修了後5年以内に市内で農業経営を開始し、就農計画を市長に提出し青年等就農計画と同程度のものと認定された場合、機械導入費、農業施設建築費とも、導入経費の2分の1以内で上限60万円(1,000円未満切捨て)

※補助金について、詳しくは農林振興課(春日庁舎内 : 0795-74-1465)へお問い合わせください。

○お問い合わせ先(学校について)

丹波市立農(みのり)の学校(運営 : (株)マイファーム)

丹波市市島町上田1134番地

TEL : 0795-85-2800

(月～金曜日 9時～17時)

農の学校ホームページ



認定新規就農者等育成支援事業

(問) 農林振興課 (春日庁舎内 : 0795-74-1465)

経営初期の認定新規就農者に対して、農業を生業とできる環境整備を行うための支援制度です。青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者に対し、機械導入費用等の補助制度があります。

○補助金額……認定新規就農者

【機械導入助成】青年等就農計画等に沿った農業用機械導入費の2分の1以内(上限60万円以内)

【農業施設導入費助成】青年等就農計画等に沿った新設の農業施設導入費の2分の1以内(上限60万円以内)

経営発展支援事業

(問) 農林振興課 (春日庁舎内 : 0795-74-1465)

認定新規就農者が就農後の経営発展のために機械・施設等を導入する場合に支援を行います。令和5年度以降に経営開始をしている等の要件があるため、詳細は農林振興課へお問い合わせください。

○補助金額……補助率最大3/4、上限750万円(5ページの「経営開始資金」を申請する場合は上限375万円)

経営開始資金

(問) 農林振興課 (春日庁舎内 : 0795-74-1465)

認定新規就農者で所定の要件を満たす場合、農業経営を始めてから最長3年間、定額を交付する国の制度です。この他、就農準備資金(※)もあります。詳細は農林振興課へお問い合わせください。

○補助金額……月額12万5,000円(年額150万円)

※就農準備資金

都道府県等が認める研修機関で概ね1年以上研修する等、所定の要件を満たす場合、研修期間中(最長2年間)に月額12万5,000円(年額150万円)が交付される制度です。「丹波市立農の学校」は認定研修機関です。

住宅に関する制度

若者定住促進家賃補助金	(問) ふるさと定住促進課 (本庁舎内: 0795-88-5360)
<p>市外から転入された、夫婦・パートナー共に昭和 59 年 4 月 2 日以降生まれ (令和 6 年度中に転入の場合。転入年度により異なります。) か、転入年度において義務教育修了前である子がいるかのどちらかにあてはまる世帯で、特定公共賃貸住宅の応相寺団地 (青垣地域)、下滝団地 (山南地域) に入居された方に対し、家賃の一部を補助する制度です。(この補助を受けて特定公共賃貸住宅に入居中の方が、その補助期間に下記の「若者定住マイホーム取得補助金」の申請及び取得した住宅へ入居できる場合は、丹波市転入後であっても「若者定住マイホーム取得補助金」の対象となります。)</p>	
<p>○補助金額……家賃の 2 分の 1 (月額上限 2 万円)、最長で転入から 24 ヶ月まで (共益費、駐車場料は除く。家賃は勤務先から支給される住宅手当を差し引いた額。年度ごとに申請が必要。)</p>	
若者定住マイホーム取得補助金	(問) ふるさと定住促進課 (本庁舎内: 0795-88-5360)
<p>市外在住で夫婦・パートナー共に昭和 59 年 4 月 2 日以降生まれ (令和 6 年度中に転入予定の場合。転入予定年度により異なります。) か、転入年度において義務教育修了前である子がいるかのどちらかにあてはまる世帯で、一戸建ての住宅を新築、購入する方に対し、新築、購入費用の一部を補助する制度です。<u>新築の場合は着工前、住宅購入の場合は入居前に認定申請が必要です。</u>また、当該住宅入居前に転入された方は対象外です。</p>	
<p>○補助金額……新築・購入費用の 5 % (青垣・山南地域の住宅は上限 50 万円、それ以外の地域の住宅は上限 30 万円)、土地の購入費用や既存建物の解体費用は対象外</p>	
空き家利活用促進事業補助金	(問) 都市住宅課 (春日庁舎内: 0795-74-2364)
<p>丹波市住まいるバンク (※) を活用して売買 (賃貸借) 契約を行った空き家 (アパート、マンション等は除く) を、居住または開業のために改修する際に、工事費用の一部を補助する制度です。 ※住まいるバンク (空き家バンク) については表紙をご覧ください。</p>	
<p>○補助金額……対象経費の 2 分の 1 以内 (上限 50 万円)</p>	
空き家活用支援事業 (県事業)	(問) 都市住宅課 (春日庁舎内: 0795-74-2364)
<p>一戸建ての住宅の空き家を住宅、事業所又は地域交流拠点として活用するために改修する際、改修工事費の一部を補助する県の制度です。(改修後 10 年以上住宅等として活用する場合に限り。)</p>	
<p>○補助金額……補助の種別及び対象工事費によって異なるため、県のホームページでご確認ください。 (一例) 住宅型の「若年・子育て支援タイプ」(夫婦の満年齢の合計が 80 歳未満又は高校卒業までの子がいる世帯) や「UIJ ターン世帯タイプ」(県外からの移住者) の一戸建て住宅では、最大 150 万円 (対象工事費 300 万円以上の場合) です。「一般タイプ」(最大 100 万円) は空き家を賃借する場合も対象となります。 ※本助成金は県の制度ですが、申請書の提出先は各市町となっています。</p>	
耐震診断、耐震改修・建替え工事補助	(問) 都市住宅課 (春日庁舎内: 0795-74-2364)
<p>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅の耐震改修や建替え工事等の費用の一部について、補助する制度です。(ただし、耐震診断と耐震改修計画策定以外は所得制限があります。) 他にも条件がありますので、詳細は都市住宅課へお問い合わせください。</p>	
<p>○補助金額……<u>耐震診断に対するもの</u> 【簡易耐震診断】木造住宅の耐震診断を市内の登録耐震診断員が実施する場合、全額補助 (非木造や市外の診断員による場合は一部負担あり。) <u>上記の耐震診断を実施し、耐震性が低いと診断された住宅に対するもの</u> 【耐震改修計画策定】耐震性向上のための耐震改修計画を策定する場合、策定費の 6 分の 5 (上限 25 万円) 【耐震改修】耐震診断計画を策定し、耐震改修工事を県の登録業者が行う場合、工事費により最大で 130 万円 【建替工事】住宅を建て替える場合、対象工事費の 4 分の 1 (上限 100 万円) 【防災ベッド等設置】住宅に市が指定する防災ベッドを設置する場合、10 万円</p>	

地元産材利用促進事業

(問) 農林振興課 (春日庁舎内 : 0795-88-5029)

丹波市産の木材を利用して木造住宅、倉庫、車庫を新築又は増・改築する場合に補助する制度です。ただし、市内に本店がある業者が施工することと、丹波市産の木材と確認できる書類 (産地証明) 等の提出が必要です。

○補助金額……木材の利用量 1 m³あたり 2 万円 (上限 50 万円)

浄化槽設置整備事業補助制度

(問) 環境課 (本庁舎内 : 0795-82-1290)

丹波市浄化槽推進地域で 50 人槽以下の高度処理型浄化槽を設置する場合に、設置費用を補助する制度です。

○補助金額……設置する地域や設置する浄化槽によって異なります。

(一例) 5 人槽 : 青垣地域は 40 万 8,000 円、それ以外の地域は 36 万円

6 ~ 7 人槽 : 青垣地域は 49 万 2,000 円、それ以外の地域は 46 万 2,000 円

薪ストーブ・薪ボイラー設置補助金

(問) 環境課 (本庁舎内 : 0795-82-1290)

市内に住所を有する個人、事業者又は公共的団体で、本体、煙突の購入費用が 30 万円以上の薪ストーブ・薪ボイラーを設置する場合に補助する制度です。(自身で購入、設置する場合は対象外です。)

○補助金額……本体、煙突の購入費用の 3 分の 1 以内 (上限 20 万円)

○けんしん移住者応援ローン (兵庫県信用組合)

兵庫県信用組合 (※) の「けんしん移住者応援ローン」は、丹波市へ移住される 20 歳以上の方 (完済時 75 歳以下の方) を対象に、住宅の建築やリフォーム (増改築)、家具・家財の購入に利用可能な制度です。融資利率は 0.80%~1.20% (保証料・融資事務手数料不要) で、不動産担保の有無、団体信用生命保険の種類、優遇条件により異なります。

利用されるには、金融機関が定める条件や、審査があります。詳しくは、兵庫県信用組合柏原支店 (住所 : 兵庫県丹波市柏原町柏原 2646-1、電話 : 0795-72-4455) へ直接お問い合わせください。

お試し移住(短期滞在)に関する制度**【新】お試し移住応援事業補助金**

(問) ふるさと定住促進課 (本庁舎内 : 0795-88-5360)

市外在住で丹波市訪問までに「住まいるバンク」(空き家バンク) に利用者登録をされた方が、市内の宿泊施設に滞在して、住まい探し・住環境の確認、就職活動等を行う場合、交通費や宿泊費の一部を補助する制度です。移住相談窓口での移住相談 (面談) を行ったうえで、丹波市訪問後 30 日以内に申請してください。住まいるバンクの登録方法については「TURN WAVE」のサイトをご覧ください。か、たんば” 移充” テラス (090-2705-4110) までお問い合わせください。

○補助金額……1 人あたり宿泊費、交通費 (公共交通利用のみ) 各 2 分の 1 以内 (宿泊費は上限 5,000 円、交通費上限は居住地により異なる)、全員分合計の 1,000 円未満切捨て

丹波市移住・定住ポータルサイト「TURN WAVE」

**公共交通に関する制度****駅周辺駐車場利用料金助成事業**

(問) ふるさと定住促進課 (本庁舎内 : 0795-88-5360)

市内各駅の利用増進を図るため、市内駅から定期乗車券を使用して鉄道で通勤・通学されている方で、市内駅周辺駐車場を月極めで利用されている方の駐車場料金を補助する制度です。

○補助金額……1 ヶ月あたり当該駐車場料金 (上限 3,000 円)

JR 加古川線 (谷川駅~西脇市駅間) の通学定期券購入助成制度

(問) ふるさと定住促進課 (本庁舎内 : 0795-88-5360)

学生 (中学生以上) またはその保護者が JR 加古川線の谷川駅~西脇市駅間を区間に含む通学定期券を購入された場合、費用の一部を補助する制度です。

○補助金額……通学定期券のうち、谷川駅~西脇市駅間の購入相当額の 2 分の 1 (100 円未満切り捨て)

【新】JR 加古川線団体利用者乗車券購入補助金 (問) ふるさと定住促進課 (本庁舎内: 0795-88-5360)

市民5名以上の団体又はグループでの自主企画による活動や旅行で、JR 加古川線 (谷川駅～西脇市駅間) の一部区間乗車を含む場合、運賃の一部を補助する制度です。(詳細については事前にお問い合わせください。)

○補助金額……JR 加古川線 (谷川駅～西脇市駅間) の一部区間を含む乗車券購入費用 1 人あたり上限 1,000 円 (小児運賃適用の方は 1 人あたり上限 500 円)

路線バス通学定期券購入補助 (問) ふるさと定住促進課 (本庁舎内: 0795-88-5360)

高校生またはその保護者が市内の路線バスの通学定期券を購入する場合、費用の一部を補助する制度です。

○補助金額……市内の乗車区間における 1 年通学定期券運賃が 12 万円を超える区間 (区間運賃が 380 円以上) の定期券について、(1 年通学定期券÷12 ヶ月-1 万円) × 定期券購入月数で計算した金額を差し引いた金額で、定期券の購入ができます。(下記の購入場所で通学定期券購入時に、在学及び住所を証明する書類を添えて申請書を提出してください。)

※購入場所 (購入についてのご不明点は (株) ウイング神姫へお問い合わせください。)

(株) ウイング神姫篠山営業所

住所: 丹波篠山市糶ヶ坪 24 番地 1

TEL: 079-552-1157

営業時間: 平日 9 時～17 時 (定休日: 土曜日、日曜日、祝日)

株式会社関西旅行社 (取次店のため、乗車券交付まで 2～3 営業日程度かかります。)

住所: 丹波市柏原町柏原 1146 番地 1 (JR 柏原駅構内)

営業時間: 平日・土曜日 9 時～18 時 (定休日: 日曜日)

鉄道利用増進 WESTER ポイント事業 ←市外にお住まいの方も対象です。

(問) ふるさと定住促進課 (本庁舎内: 0795-88-5360)

丹波市内の福知山線各駅から JR 西日本の交通系 IC カード ICOCA (イコカ) を利用して鉄道に乗車された場合、普通運賃の一部を JR 西日本の「WESTER ポイント (チャージ専用)」で還元する制度です。

○還元金額……JR 西日本が定める普通運賃の 5% 分の WESTER ポイント (1 ポイント未満は切り捨て)

○利用方法……①乗車当日までに「WESTER ポイントサービス」の利用登録を完了し、当日 ICOCA を使用して丹波市内の福知山線各駅から乗車し、下車 (JR 西日本管内の ICOCA で乗車できる範囲) してください。

②乗車翌月中旬以降に駅の券売機やのりこし精算機等でポイントチャージを行ってください。(ポイントチャージは 10 ポイント単位です。ただし一部の機器では 1,000 ポイント単位でのチャージのものがありません。) ポイントチャージした ICOCA ポイント 1 ポイントにつき 1 円で、鉄道乗車や ICOCA での買い物に利用できます。

※定期券区間や市外の駅からの乗車は対象外です。また、のりこし精算機で精算する等、ICOCA 対応改札機を通らずに下車された場合、WESTER ポイントサービス利用登録当日に乗車した場合、ICOCA 以外の交通系 IC カードを使用した場合も対象外です。

【WESTER ポイントサービス利用登録方法】

利用登録は以下のいずれかの方法 (登録は無料) で行えます。SMART ICOCA、モバイル ICOCA は登録不要です。

・「移動生活ナビアプリ WESTER」をダウンロードして登録する。

・ICOCA エリア内の駅にある紺色・ピンク色の券売機 (市内では谷川駅・柏原駅・黒井駅に設置) を使って登録する。(その場で利用登録が完了します。)

・WEB (JR 西日本の「JR おでかけネット」) から登録する。(登録完了まで最大で 10 日間かかる場合があります。)

丹波市鉄道利用増進 WESTER ポイント事業のお知らせ (市ホームページ内)

○丹波市公共交通ガイド「てくてくたんば」

デマンド (予約) 型乗合タクシー、路線バス、鉄道、普通タクシー等の市内の公共交通の情報についてまとめた冊子です。丹波市ホームページからもご覧いただけます。



○手続きガイドのご案内



「手続きガイド」のサイトでは、転入・結婚・出生等の際に必要な行政手続きを確認することができます。画面の案内に沿って選択することで、個々の状況に応じて必要な行政手続きをご案内します。(丹波市公式ページとして株式会社グラフィアーが運営しています。)